

議案第16号

つくばみらい市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市空家等対策の推進に関する条例（令和3年つくばみらい市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「管理に」の次に「努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう」を加える。

第5条第1項中「職員」の次に「又はその委任した者（以下「職員等」という。）」を加え、同条第2項及び第3項中「職員」を「職員等」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項中「第14条第11項」を「第22条第13項」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第14条」を「第22条」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（管理不全空家等に対する措置）

第6条 市長は、管理不全空家等の所有者等に対し、法第13条の規定に基づき、指導及び勧告の措置を講ずることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月5日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市空家等対策の推進に関する条例(令和3年つくばみらい市条例第16号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任及び負担において、空家等の適正な管理に努めるとともに、<u>市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(調査等)</p> <p>第5条 市長は、第3条の規定による適正な管理が行われていない空家等があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該空家等に職員<u>又はその委任した者(以下「職員等」という。)</u>を立ち入らせ必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により職員等を空家等に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査を行う職員等は、身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(管理不全空家等に対する措置)</p> <p>第6条 <u>市長は、管理不全空家等の所有者等に対し、法第13条の規定に基づき、指導及び勧告の措置を講ずることができる。</u></p>	<p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任及び負担において、空家等の適正な管理に_____努めなければならない。</p> <p>(調査等)</p> <p>第5条 市長は、第3条の規定による適正な管理が行われていない空家等があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該空家等に職員_____を立ち入らせ必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により職員_を空家等に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査を行う職員_は、身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p>

(特定空家等に対する措置)

第7条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第22条の規定に基づき、助言又は指導、勧告、命令その他の措置を講ずることができる。

(公表)

第8条 市長は、前条の規定による命令を行った後において、当該命令を受けた特定空家等の所有者等が当該命令に正当な理由なく従わなかったときは、法第22条第13項に準じ次に掲げる事項を公表することができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(緊急安全措置)

第9条 (略)

(関係機関等との連携)

第10条 (略)

(委任)

第11条 (略)

(特定空家等に対する措置)

第6条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条の規定に基づき、助言又は指導、勧告、命令その他の措置を講ずることができる。

(公表)

第7条 市長は、前条の規定による命令を行った後において、当該命令を受けた特定空家等の所有者等が当該命令に正当な理由なく従わなかったときは、法第14条第11項に準じ次に掲げる事項を公表することができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(緊急安全措置)

第8条 (略)

(関係機関等との連携)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)